

埼整三二情報

平成 29 年 11 月 27 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

総務部 理事会「会議メモ」

平成29年8月25日(金)第3回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について

川口支部：富沢学会員、東部支部：加藤忠明会員 2名が可決承認

第2号議案 学術講演会講師選定の承認の件について

介護関係 講師に金沢善智氏 可決承認

第3号議案 市民公開講座承認の件について

12月10日(日)少年・少女柔道教室開催 講師に鈴木桂治氏 可決承認

第4号議案 平成30年度定時総会承認の件について

平成30年6月3日(日)本会会館3階にて開催 可決承認

平成29年10月27日(金)第4回理事会

第1号議案 新入会者承認の件について

熊谷支部：大谷徹会員、東松山支部：濱田直会員 2名が可決承認

第2号議案 準会員の入会承認の件について

西部支部：木川佳則会員 1名が可決承認

第3号議案 各事業の見直し検討の承認の件について

保険業務講習会等の会場の確保が近年厳しい状況にあり、平日の午後(13時～15時等)開催していくことの見直しを図ることに可決承認

第4号議案 災害見舞金の承認の件について

台風21号にて被災(床上浸水)された2名について前例に倣い見舞金を給付していくことで可決承認

◎支部長会報告

第1回支部長会 平成29年7月29日(土)午後5時00分から開催

各部長から執行状況報告

総務部：①定時総会において会員から質問された事項については、7月7日午後2時から正副会長、監事、議長、専務出席のもと説明会開催したが、参加者がいないため終了とした。②会長藍綬褒章祝賀会について説明。③日整学会広告料等を埼玉県シラコバト基金に寄付した旨報告。

保険部：交通事故の請求について損保会社の調査により、不適切な請求が数件発覚した旨、自算会から報告を受けた。(調査内容は水増しにより損保会社へ調査費用として弁護士費用等80万円～100万円相当の支払いと請求額を全額返還。また取引停止となっている)

事業部：平成30年度埼整柔道大会 H30.5.27(日)深谷ビッグタートルにて開催

第2回支部長会 平成29年9月12日(火)午後8時30分から開催

総務部：①定時総会開催について、年々出席会員が減少し過去3年100名を割っている。30年度は本会会館にて開催し日程についてはH30.6.3(日)を予定している旨説明。

②会長藍綬褒章受章祝賀会には準備が整い次第、全会員・来賓等に案内状を発送する予定。支部長から会員に対し呼びかけをしてほしい旨説明。

◎各部報告

保険部：平成29年9月27日付け埼整発第2号にて(柔道整復師の施術に係る療養費について)の一部改正について通知いたしましたが、平成29年11月3日付け厚生労働省保険局医療課から、柔道整復療養費取扱等に係る疑義解釈資料を取りまとめた事務連絡がありましたので、個々の事案の状況により判断する際の参考とされたい。

【施術の担当方針関係】

(問1)「健康保険事業の健全な運営を損なうおそれのある経済上の利益の提供又は違法な広告により患者が自己の施術所において施術を受けるように誘引してはならない。とあるが、「違法な広告」とは主にどのようなことを指すのか。

(答)「違法な広告とは、柔道整復師法(昭和45年法律第19号)第24条又は柔道整復師法第24条第1項第4号の規定に基づく柔道整復の業務又は施術所に関して広告し得る事項(平成11年厚生省告示第70号)において規定された事項以外の広告を指す。

(問2)「違法な広告」と誰が判断するのか。

(答) 所管の保健所となる。

(問3)「施術所が、集合住宅・施設の事業者等に対して金品(いわゆる紹介料)を提供し、患者の紹介を受け、その結果なされた施術については、療養費支給の対象外とする」とあるが、「集合住宅・施設の事業者等」とは主に何を指すのか。

(答) 患者が居住する集合住宅の所有者及び管理者や患者が入居する施設(有料老人ホーム等)の事業主やその従業員等である。

【指導・監査関係】

(問4)「保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる」とあるが、「領収証の発行履歴や来院簿」が設置されていない場合、「その他通院の履歴が分かる資料」とは具体的に何を指すか。

(答)「その他通院の履歴がわかる資料」とは、例えば日計表や施術録など明らかに来院して施術の事実等が確認できる資料である。(留意事項通知別紙第7についても同様)

(問5)「保険者等又は柔整審査会は、療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要がある場合には、施術管理者に対して領収証の発行履歴や来院簿その他通院の履歴が分かる資料の提示及び閲覧を求めることができる」とあるが、「資料の提示及び閲覧」は、保険者等又は柔整審査会への呼び出しも可能か。

(答) そのとおり。ただし、その選定に当たっては、むやみに行うものではなく療養費の請求内容に不正又は著しい不当があるかどうか確認するために施術の事実等を確認する必要性や公平性を担保する観点から、内部意思決定等の所要の手続きを行うものとする。

学術部 学術研修会が11月5日(日)開催され、東部支部：原田禎久会員が平成30年3月11日開催される第40回関東学術大会千葉大会(東京ベイ幕張ホール)にて発表することが決定されました。会員皆様の多くの参加をお願いいたします。

保険者から委託を受けた外部委託業者による柔道整復師に対する照会事例

療養費支給申請書に対し調査事務を委託していると思われる「一般財団法人保険療養費審査等受託機構」から「調査書のご回答お願い」が送られている事例があります。回答書を提出する前に事務局まで報告するようお願いいたします。

行事予定

| | | | |
|-----------------|-----|-------------|-----------|
| ○顧問医相談日・県民相談日 | 日 時 | 29.12.13(水) | 午後1時～ |
| ○市民公開講座 埼玉県立武道館 | 日 時 | 29.12.10(日) | 午後2時30分～ |
| ○日整学術関東大会・千葉大会 | 日 時 | 30.3.11(日) | 千葉県 |
| ○埼整柔道大会 | 日 時 | 30.5.27(日) | 深谷ビッグタートル |
| ○埼整定時総会 | 日 時 | 30.6.3(日) | |